＜労使協定　規定例）＞

【１日の労働時間が一律の場合】

|  |
| --- |
| 時間単位年次有給休暇に関する労使協定（例）  　〇〇商事株式会社と同社従業員代表〇〇〇〇とは、標記に関して次のとおり協定する。  （対象者）  第１条　すべての従業員を対象とする。  （日数の上限）  第２条　年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は５日以内とする。  （１日分年次有給休暇に相当する時間単位年次有給休暇）  第３条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数を８時間とする。  （取得単位）  第４条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、１時間単位で取得するものとする。  令和〇年〇月〇日  　　　　　　　　　　　　　　〇〇商事株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇〇〇〇  　　　　　　　　　　　　　　〇〇商事株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　〇〇〇〇  ※就業規則には、時間単位年次有給休暇１時間当たりの賃金額を明文化する必要があります。 |

【１日の労働時間が異なる場合（１）】

|  |
| --- |
| 時間単位年次有給休暇に関する労使協定（例）  ○○商事株式会社と同社従業員代表□□□□とは、標記に関し、次のとおり協定する。  １　時間単位での年次有給休暇（以下「時間単位年休という。）を付与する従業員の範囲は、全社のパートタイム労働者、嘱託を含むすべての従業員とする。  ２　時間単位年休における１日の時間数は、次のとおりとする。  パートタイム労働者　・・・・・・５時間  嘱託・・・・・・・・・・・・・・６時間  上記以外の従業員・・・・・・・・８時間  ３　取得できる時間単位年休の単位時間は、１時間とする。  ４　届出のあった時間単位年休が、事業の正常な運営を妨げる場合は、会社はその時季を変更することがある。  ５　本協定の時間単位年休に対して支払われる賃金は、「通常の賃金」により計算する。  令和○年○月○日 　　　　　　　　　　　　○○商事株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　代表取締役　〇〇〇〇  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○商事株式会社  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　□□□□ |

【１日の労働時間が異なる場合（２）】

|  |
| --- |
| 時間単位年次有給休暇に関する労使協定（例）  ○○商事株式会社と同社従業員代表〇〇〇〇は、時間単位の年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。  （対象者）  第１条　時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）は、すべての従業員を対象とする。  （日数の上限）  第２条　時間単位年休を取得することができる日数は、１年につき５日以内とする。この５日には前年の時間単位年休の繰越し分を含めることとする。  時間単位年休を５日取得したために、前年から繰り越した１日未満の時間が取得できなかった場合は、この時間分は翌年度に繰越す。  （１日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）  第３条　時間単位年休を取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。   1. 所定労働時間が５時間を超え６時間以下の者 ６時間   ※下欄参照  (2) 所定労働時間が６時間を超え７時間以下の者 ７時間  (3) 所定労働時間が７時間を超え８時間以下の者 ８時間  （時間単位年休の取得単位）  第４条　時間単位年休を取得する場合は、１時間単位で取得するものとする。  （時間単位年休の取得手続）  第５条　時間単位年休の請求は、遅くとも前労働日の終業時刻までに「時間単位年休取得届」に必要事項を記載して、所属長に届け出るものとする。  第６条　時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の１時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。  （その他）  第７条　上記以外の事項については、就業規則第○条に定める事項と同様とする。  （協定の効力）  第８条　本協定は、令和〇年〇月〇日より効力を発する。  令和○年○月○日  ○○商事株式会社  代表取締役 ○○○○  ○○商事株式会社  従業員代表 職名〇〇 〇〇〇〇  ※ 第３条ただし書きに規定する短時間勤務者の取扱は、たとえば、所定労働時間が５時間４５分の従業員の場合、時間単位年休を取得する場合の１日の時間数が６時間となることを意味し、仮に６日間の年次有給休暇のある者が２時間の時間単位年休を取得した場合、残る年次有給休暇は５日と４時間になります。 |